

丹波篠山市選挙管理委員会告示第 19号

選挙権を有する者の総数の6分の1数について

市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第11項及び第5条第15項に基づく選挙権を有する者の総数6分の1の数を、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項において準用される地方自治法第74条第5項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数は、次のとおりである。

令和8年9月1日

丹波篠山市選挙管理委員会

委員長 岡



選挙権を有する者の総数の6分の1の数

5,359 人